

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業  
等個票

令和 4 年 1 0 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	36	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業（駅西地区）	事業番号	(1)-2-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(0) 9,195 千円		全体事業費	(0) 9,195 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町では、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めているところである。</p> <p>その中において J R 双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」ことによって帰還・移住等環境整備を実施してきた。</p> <p>上記の「新たな生活の場」を確保するため、双葉駅西側地区に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備し、住宅に入居する方々の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。</p>					
事業概要					
<p>帰還を希望する町民のために J R 双葉駅西側地区に災害公営住宅を整備し、令和 4 年 10 月から入居を開始する。入居した町民の家賃の低廉化を行う。</p> <p>【入居開始時期及び整備戸数（災害公営住宅）】</p> <p>令和 4 年 10 月： 8 戸 令和 5 年 10 月： 22 戸 合 計 30 戸</p> <p>【復興計画等における位置づけ】</p> <p>「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定）」における「IV章 町の再興」、新たな生活の場として J R 双葉駅周辺に「住む拠点」を整備することとしている。早期帰還を希望する町民の受け皿として、災害公営住宅や公的賃貸住宅（集合・戸建て）を整備する。</p>					
当面の事業概要					
<p>■家賃の低廉化に要する費用</p> <p>令和 4 年度 9,195 千円 総戸数 8 戸のうち、対象戸数 5 戸</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>当町は令和 4 年 8 月 30 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され住民が居住できるようになったが、長期の避難により震災前の住居が老朽化し住むことができないという事例が見受けられる。また、まだ</p>					

避難指示解除されていない地区もあることから、町内で居住できる環境を整備し、生活再建に資する支援を行うことで、住民の帰還促進を図る。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業  
等個票

令和 4 年 1 0 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業（駅西地区）	事業番号	(1)-3-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(0) 468 千円		全体事業費	(0) 468 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町では、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めているところである。</p> <p>その中において J R 双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」ことによって帰還・移住等環境整備を実施してきた。</p> <p>上記の「新たな生活の場」を確保するため、双葉駅西側地区に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備し、住宅に入居する方々の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。</p>					
事業概要					
<p>帰還を希望する町民のために J R 双葉駅西側地区に災害公営住宅を整備し、令和 4 年 10 月から入居を開始する。入居した町民の家賃の低減化を行う。</p> <p>【入居開始時期及び整備戸数（災害公営住宅）】</p> <p>令和 4 年 10 月： 8 戸 令和 5 年 10 月： 22 戸 合 計 30 戸</p> <p>【復興計画等における位置づけ】</p> <p>「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定）」における「IV章 町の再興」、新たな生活の場として J R 双葉駅周辺に「住む拠点」を整備することとしている。早期帰還を希望する町民の受け皿として、災害公営住宅や公的賃貸住宅（集合・戸建て）を整備する。</p>					
当面の事業概要					
<p>■家賃の低廉化に要する費用</p> <p>令和 4 年度 468 千円 総戸数 8 戸のうち、対象戸数 5 戸</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>当町は令和 4 年 8 月 30 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され住民が居住できるようになったが、長期の避難により震災前の住居が老朽化し住むことができないという事例が見受けられる。また、まだ</p>					

避難指示解除されていない地区もあることから、町内で居住できる環境を整備し、生活再建に資する支援を行うことで、住民の帰還促進を図る。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(双葉町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業  
等個票

令和4年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	38	事業名	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業(駅西地区)	事業番号	(1)-6-1
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体(直接/間接)	福島県双葉町(直接)	
総交付対象事業費		(0) 1,825千円	全体事業費	(0) 1,825千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町では、「双葉町復興まちづくり計画(第二次)(平成28年12月策定)」により、町域の4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めているところである。</p> <p>その中においてJR双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画(以下「拠点計画」という。)の中心地区であり、「双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」ことによって帰還・移住等環境整備を実施してきた。</p> <p>上記の「新たな生活の場」を確保するため、双葉駅西側地区に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として福島再生賃貸住宅を整備し、住宅に入居する方々の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。</p>					
事業概要					
<p>帰還を希望する町民、及び新たに転入する移住者のためにJR双葉駅西側地区に福島再生賃貸住宅を整備し、令和4年10月から入居を開始する。入居した住民の家賃の低廉化を行う。</p> <p>【入居開始時期及び整備戸数(福島再生賃貸住宅)】</p> <p>令和4年10月: 17戸 令和5年4月: 9戸 令和5年10月: 30戸 合計 56戸</p> <p>【復興計画等における位置づけ】</p> <p>「双葉町復興まちづくり計画(第二次)(平成28年12月策定)」における「IV章 町の再興」、新たな生活の場としてJR双葉駅周辺に「住む拠点」を整備することとしている。早期帰還を希望する町民の受け皿として、災害公営住宅や公的賃貸住宅(集合・戸建て)を整備する。</p>					
当面の事業概要					
<p>■家賃の低廉化に要する費用</p> <p>令和4年度 1,825千円</p> <p>総戸数 17戸のうち、入居戸数 13戸 入居戸数 13戸のうち、対象戸数 8戸</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					

当町は令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され住民が居住できるようになったが、帰還する町民だけでなく、新たに移住・転入する住民を迎え入れるための住環境を整備する。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--